

# 石綿含有仕上塗材（吹付けリシン等） にかかるとる措置について

## 労働安全衛生法の規制対象となる「石綿等」とは

「石綿等」とは、石綿又は石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物です。（石綿障害予防規則（以下、石綿則）第2条）

これらが、「吹き付け工法」により建築物に施工された物であれば、用途に限らず「吹き付けられた石綿等」になり、労働安全衛生法（以下、安衛法）の規制対象となります。

## 「吹付けリシン等」にかかるとる措置について

### 1. 届出について

1. 「石綿等」となる「吹付けリシン等」の「除去」のとき、施工された建物が「耐火建築物」又は「準耐火建築物」の場合は安衛法第88条に規定に基づき、「**建設工事計画届（様式第21号）**」の提出が必要となります。
2. 上記1以外の場合は、その施工された「吹付けリシン」の用途が「保温材」「耐火被覆材」「断熱材」などのときに石綿則第5条の規定に基づき「**建築物解体等作業届（様式第1号）**」の提出が必要となります。

上記1および2以外の場合、届出の対象ではありませんが、「石綿等」になりますので石綿則及び粉じん則等に基づく対応が必要です。

なお、こて塗り、ローラー塗り等の施工方法によるものは「吹き付けられた石綿等」に該当しません。

### 2. ばく露防止措置等について

「吹き付けられた石綿等」となる「吹付けリシン等」の除去作業は石綿則第6条の適用がありますが、除去作業において、**除去の工法、養生等の飛散防止措置が適切であり、石綿等の粉じんの飛散のおそれがないと認められる場合は、同等以上の効果を有するとして、同条1項ただし書きを運用し、作業場の隔離、負圧除じん装置等の換気設備の設置及び点検、洗身・更衣室の設置等の措置を行わないことが出来ます。**

事前に所轄の労働基準監督署等にご相談下さい。

# 石綿則の適用、届出の有無等について

石綿含有仕上塗材等(右表参照)がある

建物の解体・改修等を行う場合は石綿含有の有無について調査・分析を行うことが義務づけられています

石綿則の適用はありませんが、塗材の除去等、塗材を取り扱う作業は粉じん則の適用となります。(防じんマスクの使用など)

石綿則適用の塗材ですが、塗材面の洗浄のみ等、塗材を傷つけないときは監督署への届出、その他必要な措置はありません。

石綿をその重量の0.1%を超えて含有している(石綿則:事前調査)

石綿含有仕上塗材等を除去する作業である(一部除去を含む)

塗材を含む壁面を穿孔する作業がある(下記 2)

塗材を含む壁面を穿孔する作業がある(下記 2)

穿孔作業は石綿則第13条の規定に基づく湿潤化等の措置が義務となります。

石綿含有仕上塗材の施工方法は吹き付け工法である

こて塗り、ローラ塗り等

監督署への届出の対象となり、作業場所の隔離(下記 1参照)や電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務づけられています。

監督署への届出(1頁1の2を除く)、隔離、電動ファン付き呼吸用保護具は義務ではありませんが、除去の工法によっては石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるため、必要に応じて、作業場所の隔離や電動ファン付き呼吸用保護具の着用等の石綿飛散防止対策が必要となります。

監督署への届出の対象ではないが、石綿則第13条の規定に基づく湿潤化等の措置が義務となります。

1 吹き付けられた石綿等の除去等については、石綿則第6条により「隔離措置、負圧除じん装置の設置、セキュリティゾーンの設置、負圧の保持、石綿等漏えい有無の点検、負圧保持の点検」が義務づけられていますが、隔離措置や除じん排気装置等に関しては、適切な除去の工法や養生等の措置の効果として石綿の飛散のおそれがないければ同条1項ただし書きを運用し、除じん排気装置による負圧隔離を画一的に求めることはしていません。

なお、具体的な工法の例として、日本建築仕上材工業会から「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」が公表されています。

2 石綿含有仕上塗材等を除去する仕事か否かにかかわらず、塗材を含む壁面を穿孔(足場の壁つなぎなど)する作業があるときは、石綿則第13条の規定に基づく湿潤化等の措置が義務となります。

詳しくは、所轄労働基準監督署、東京労働局健康課(03-3512-1616)へご相談ください。

# 石綿含有仕上塗材等

アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材の概要

2015.8.21日本建築仕上材工業会

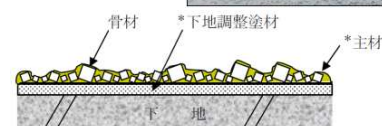
工法や指針の内容の詳細は、上記指針作成事務局である日本建築仕上材工業会（03-3861-3844）にお問い合わせ下さい。

また、指針は国立研究開発法人建築研究所のwebサイトでダウンロードできます。（www.kenken.go.jp）

塗材の種類		販売期間	石綿含有量 (%)
建築用仕上塗材	薄塗材C（セメントリシン）	1981～1988	0.4
	薄塗材E（樹脂リシン）	1979～1987	0.1～0.9
	外装薄塗材S（溶剤リシン）	1976～1988	0.9
	可とう形外装薄塗材E（弾性リシン）	1973～1993	1.5
	防水形外装薄塗材E（単層弾性）	1979～1988	0.1～0.2
	内装薄塗材Si（シリカリシン）	1978～1987	0.1
	内装薄塗材E（じゅらく）	1972～1988	0.2～0.9
	内装薄塗材W（京壁・じゅらく）	1970～1987	0.4～0.9
	複層塗材C（セメント系吹付けタイル）	1970～1985	0.2
	複層塗材CE（セメント系吹付けタイル）	1973～1999	0.1～0.5
	複層塗材E（アクリル系吹付けタイル）	1970～1999	0.1～5.0
	複層塗材Si（シリカ系吹付けタイル）	1975～1999	0.3～1.0
	複層塗材RE（水系エポキシタイル）	1970～1999	0.1～3.0
	複層塗材RS（溶剤系吹付けタイル）	1976～1988	0.1～3.2
	防水形複層塗材E（複層弾性）	1974～1996	0.1～4.6
	厚塗材C（セメントスタッコ）	1975～1999	0.1～3.2
厚塗材E（樹脂スタッコ）	1975～1988	0.4	
軽量塗材（吹付けパーライト）	1965～1992	0.4～24.4	
建築用下地調整塗材	下地調整塗材C（セメント系フィラー）	1970～2005	0.1～6.2
	下地調整塗材E（樹脂系フィラー）	1982～1987	0.5

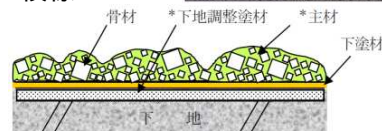
【薄塗材の例】

砂壁状  
模様



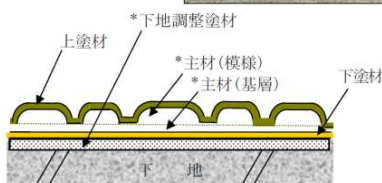
【厚塗材の例】  
(上塗材なし)

吹放し  
模様



【複層塗材例】

凸部処理  
模様



## 石綿含有建築用仕上塗材とは(技術指針より)

建築用仕上塗材（以下、仕上塗材（しあげぬりざい）という）は、建築物の内外装仕上げに用いられており、そのルーツは、セメント、砂、着色顔料などを混合して砂壁状に吹付けるセメントリシンまたは防水リシンと称される塗材（薄塗材C）で、昭和20年代から普及し、1970年（昭和45年）にJIS A 6907（化粧用セメント吹付材）が制定された。その後、合成樹脂系のリシン（薄塗材E）や、吹付けタイルと称される凹凸模様の塗材（複層塗材）などが開発されてきたが、当初は専用の吹付け機器で施工されていたので、総称して「吹付材」と呼ばれていた。

しかし、昭和50年代になると施工面周辺への材料の飛散防止の要求などから、吹付け用だけでなく、ローラー塗り用の材料も開発されてきたため、JISの名称も1983年（昭和58年）以降、「吹付材」から「仕上塗材」に改められた。

仕上塗材はJIS A 6909（建築用仕上塗材）に規格化されているが、2006年9月1日施行の安衛令により石綿の使用が禁止されているため、それ以前に施工された仕上塗材の中で、重量の0.1%を超えて石綿を含有するものが対象となる。



## 建設工事計画届

**届出対象** 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を行うとき。

**届出様式** 様式第21号（労働安全衛生規則）

工法(2頁 1)によっては不要

**添付資料例**

社内審査書  
 工事計画  
 工事概要  
 案内図  
 敷地内建物配置図  
 建物施工範囲（平面図、断面図）  
 事前調査方法、結果  
 工程表  
 組織図  
 緊急連絡体制  
 除去処理工事手順（フローチャート）  
 有資格者証（写）  
 使用機器・資材一覧表  
 仮設計画図（足場等）  
 標準養生図

セキュリティゾーンの組立図  
 負圧除じん装置の台数計算  
 除去箇所における負圧機  
 セキュリティゾーンの設置計画図  
 除去作業手順  
 除去終了時の清掃方法  
 各設備の撤去方法  
 安全衛生管理書  
 作業環境測定計画  
 特別管理産業廃棄物処理計画  
 収集運搬業・処分業許可証（写）  
 測定機関・測定士登録証（写）  
 使用する呼吸用保護具、  
 作業衣等のカタログ  
 資材カタログ

**提出時期** 仕事の開始日の14日前までに提出

**注意事項** 14日前までに提出できない場合には、仕事の開始日の変更を要請する場合があります。

当該届出について、労働安全衛生関係法令に違反があると認められるときは、工事の開始を差し止め、又は計画を変更するよう命じることがあります。

**高さ10m以上で設置期間が60日を超えるときは別途届出が必要。**

**また、アンカーボルト設置のため穿孔するときは2頁（2）に留意すること。**

## 建築物解体等作業届

**届出対象** ア 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材（※）を除去する作業を行うとき。

イ 吹き付けられた石綿等を除去する作業のうち、建設工事計画届の対象となるもの以外の作業を行うとき。

ウ 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行うとき。

（※）石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、パーミキュライト保温材、パーライト保温材、石綿含有耐火被覆材、けい酸カルシウム板第2種、屋根用折版石綿断熱材、煙突石綿断熱材

**届出様式** 様式第1号（石綿障害予防規則）

**添付資料例**

工事計画書  
 工事概要  
 案内図  
 敷地内建物配置図  
 建物施工範囲（平面図、断面図）  
 工程表  
 組織図  
 緊急連絡体制  
 事前調査方法、結果

除去作業を行う場所の養生の方法  
 作業員以外の立入禁止措置及びその旨の表示方法  
 湿潤化の方法  
 有資格者証（写）  
 使用する呼吸用保護具、  
 作業衣等のカタログ

**提出時期** 仕事を開始する前にあらかじめ提出

**注意事項** なるべく早く提出してください。

## 届出の様式、内容について

様式第21号（第91条、第92条関係）

### 建設工事計画届 土石採取

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号	
		電話（ ）	
仕事の範囲	採取する土石の種類		
発注者名	工事請負金額		
仕事の開始予定年月日	仕事の終了予定年月日		
計画の概要			
参画者の氏名	参画者の経歴の概要		
主たる事務所の所在地	電話（ ）		
使用予定労働者数	関係請負人の予定数	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	

平成 年 月 日

事業者 職氏名

厚生労働大臣 殿  
労働基準監督署長

備考

- 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。  
建設業 水力発電所等建設工事・すい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事  
橋りょう建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事  
その他の土木工事鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄筋造家屋建築工事  
建設設備工事 その他の建設工事 電気事業 機械器具設置工事 その他の設備工事
- 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第90条各号の区分により記入すること。
- 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。
- 「計画の概要」の欄は、届ける仕事の主な内容について、簡潔に記入すること。
- 「使用予定労働者」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職歴、勤続年数等を記入すること。
- 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

様式第1号（第5条関係）

### 建築物解体等作業届

事業場の名称	作業場の所在地		
仕事の範囲			
解体する部材の種類			
発注者名	工事請負金額	円	
仕事の開始予定年月日	年 月 日	仕事の終了予定年月日	年 月 日
主たる事務所の所在地	電話		
使用予定労働者数	人	関係請負人の予定数	人
関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	人		
作業主任者の氏名			
石綿ばく露防止のための措置の概要			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄は、工事に当たって行う石綿のばく露防止対策を講ずる措置の内容について、簡潔に記入すること。
- 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

